

大竹港利用促進事業支援金制度 募集要領（令和5年度分）

1. 目的

大竹港振興協会（以下「協会」という。）は、大竹港の利用促進を図るため、広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約に基づく委託事務に資する事業として、大竹港を利用して輸出され、又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させた事業者に対して支援金を交付するものです。

2. 支援対象

対象期間中に、これまで県外港を利用していたコンテナ貨物を大竹港にシフトする等して、一定量以上増加させた船会社が発行する船荷証券上の荷送人で、県外港からの転換もしくは新規に大竹港を利用する者で、県外港からの転換もしくは新規に大竹港を利用する輸出または輸入コンテナ貨物が10TEU以上の者

※TEUは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。

3. 対象事業者

大竹港利用促進事業支援金（以下「支援金」という。）の対象となる事業者は、前記の条件を満たしたコンテナ貨物を扱う船会社が発行する船荷証券上の荷送人又は荷受人となります。

その他、個別の取扱いについては、次を参考にしてください。

- 貨物利用運送業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人（Shipper）または荷受人（Consignee）となるような場合には、これらの荷送人又は荷受人に輸出又は輸入を委託した実荷主との組み合わせごとに1事業者とみなします。
- 船会社が発行する船荷証券に荷主として記載されていない場合、次のいずれかの書類にて実荷主であることが確認できれば対象事業者とします。ただし、同一コンテナ貨物について、重複して申請することはできません。
※**確認書類**：荷主として記載されているフォワーダーB/L・輸入許可証・実荷主確認書
- 日本国内に事業所を有する者である必要があります。
- 単に会社の名称を変更する場合には、同一の会社とみなします。
- 会社の名称が異なる場合でも、事業内容及び代表者が同一であれば1事業者とみなし、重複して申請することはできません。
- 対象期間中に会社が分割しコンテナ貨物も分割される場合又は合併し複数社のコンテナ貨物が合算される場合には、分割後又は合併後のコンテナ貨物の計画とそれに相応する実績を基に判断します。
- これまで大竹港を利用していたコンテナ貨物について、単に船荷証券上の荷送人の名義が変更されるだけの様な場合には、原則として対象とはなりません。
- その他、上記の扱いを含めて疑義のある場合については、協会の事務局までご連絡ください。

4. 対象期間

大竹港利用促進事業支援金制度の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、この間に船荷証券が発行されたコンテナ貨物を対象とします。

5. 支援金の額

支援金は、対象期間中に増加した輸出又は輸入したコンテナ貨物1TEUあたり5千円を交付するものとし、1事業者の上限は1,000千円とします。

6. 申請の手続き

(1) 申請手続き

この事業に係る手続きは、①事業計画承認申請、②事業実績報告書兼支援金交付申請、③支援金請求の3段階となります。なお、貨物利用運送事業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人(Shipper)または荷受人(Consignee)の場合は、上記の②に記載する申請者の欄に、貨物利用運送事業者又は商社へ輸出又は輸入を委託した実荷主との連名により申請してください。

(2) 提出時期

①大竹港利用促進事業計画承認申請書

令和5年10月31日までに提出してください。大竹港利用促進事業計画が承認されない場合は、次の②大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請を行うことができません。

②大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請書

①の大竹港利用促進事業計画承認申請を行い、事業計画が承認された事業者に、提出時期を別に通知します。(翌年4月頃予定)

なお、①の大竹港利用促進事業計画承認申請において承認された事業計画以上の支援金額は申請できません。

③支援金請求書

支援金の確定通知を受けた際には、協会会長に請求することができます。なお、請求時期は別に通知します。

(3) 申請の内容

①大竹港利用促進事業計画承認申請書

ア 支援金を申請する場合は、「別記様式1」により事業計画を提出してください。なお、対象期間の前年を含む過去3年度の広島県内港の輸出入状況が分かる書類(船荷証券等の写し等)の提出をお願いする場合があります。

イ 審査の結果は、「別記様式3又は別記様式4」で通知します。

②大竹港利用促進事業計画変更承認申請書

ア ①の大竹港利用促進事業計画承認申請書を提出後、コンテナ貨物取扱量が増加する場合(支援金申請額が増加)や申請した事業者の名称変更、会社分割・合併等の会社の形態が変更するような事業が生じた場合には、次の期限までに「別記様式2」により、変更承認申請書を提出してください。

●支援金申請予定額(増額)の変更:令和5年11月30日まで

●その他の変更:令和6年3月31日まで

※事前に事務局へご相談ください。

イ 申請した事業者で会社分割・合併等の事情が生じた場合には、①大竹港利用促進事業計画承認申請書で提出いただいた書類について修正等をお願いする場合があります。

ウ 審査の結果は、「別記様式3又は別記様式4」で通知します。

③大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請

ア 対象期間の実績を取りまとめ「別記様式6-①」により、実績報告書兼支援金交付申請書を提出してください。

イ 貨物利用運送事業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人（Shipper）または荷受人（Consignee）の場合等は、「別記様式6-②」の申請者の欄に、貨物利用運送事業者又は商社へ輸出又は輸入を委託した実荷主との連名の上、実績報告書兼支援金交付申請書を提出してください。

ウ 必要に応じて、対象期間中の広島県内港を利用した輸出入状況が分かる書類（船荷証券等の写し等）の提出をお願いする場合があります。

エ 審査の結果は、「別記様式7又は別記様式8」で通知します。

④交付の決定の取り消し

支援金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると判明したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

- 偽りその他不正の行為により支援金の交付の決定を受けたとき。
- 支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

7. 支援金の支払

支援金は年度ごとに、大竹港利用促進事業支援金交付決定通知を受けた事業者からの大竹港利用促進事業支援金請求書を受理してから30日以内に支払います。

8. 関係書類の取り扱いと立入検査

支援金に関する書類、帳簿等は、支援金の交付の決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。また必要に応じて、支援金に関する書類、帳簿等についての立会検査を求められることがありますので、立入検査を求められた場合は、立会検査が滞りなく遂行できるよう、立会検査の場所の確保や支援金に関する書類・帳簿等を整理する等、適切な対応に努めてください。

★問い合わせ先

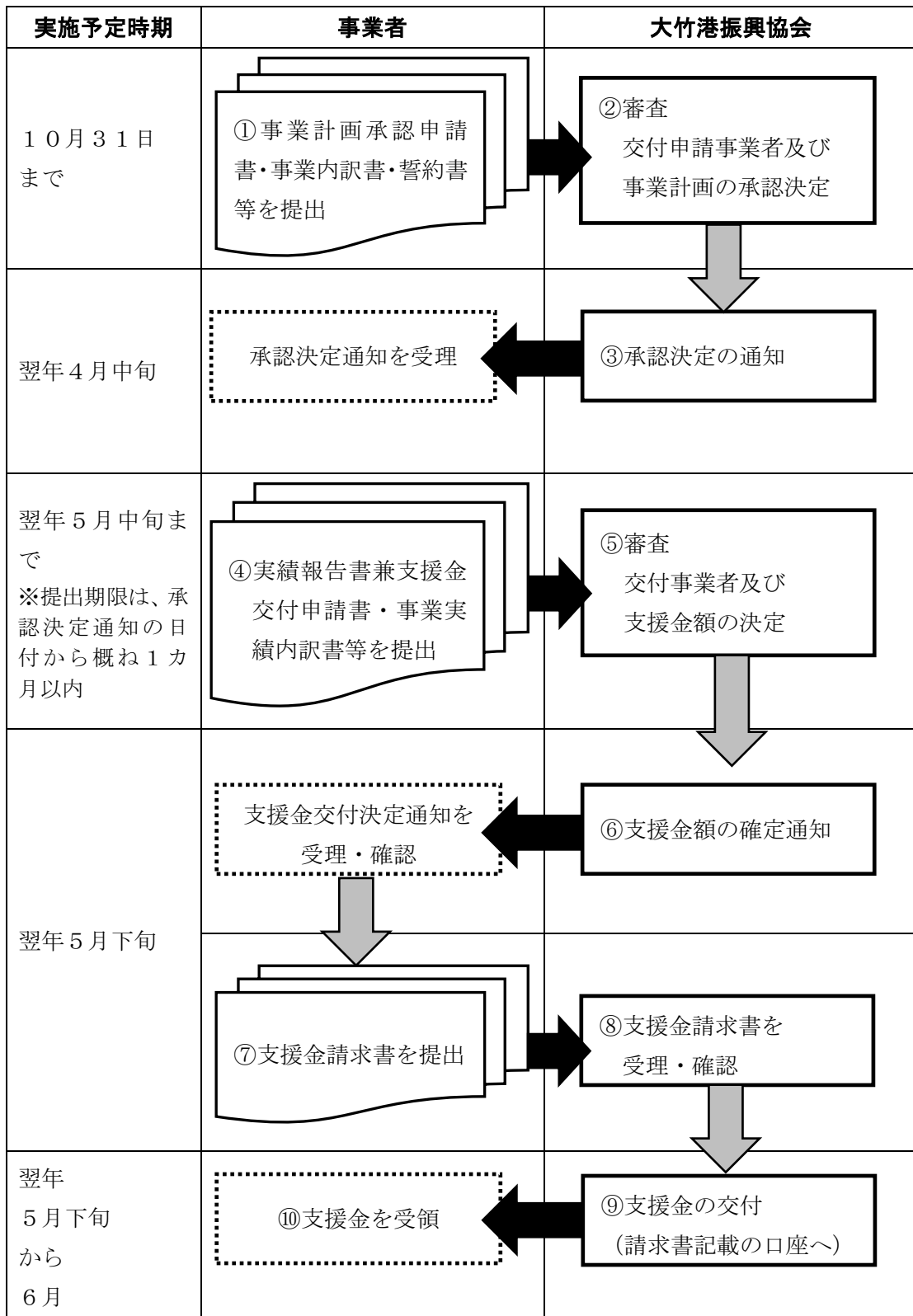
大竹港振興協会事務局（大竹市総務部産業振興課内）

●住所：〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号

●電話：0827-59-2131

●E-mail：sangyo@city.otake.hiroshima.jp

大竹港利用促進事業支援金制度の実施フロー



※①事業計画承認申請書の内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書の提出が必要です。なお、支援金申請予定額(増額)を変更する場合は、令和5年11月30日までに事業計画変更承認申請書の提出が必要です。